

# 山梨県公報

号外第四十四号

令和五年

十月三十一日

火曜日

## 目次

### 告示

- 鳥獣保護区の存続期間の更新……………一  
○特定猟具使用禁止区域の指定……………四

## 告示

### 山梨県告示第二百五十九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第七項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

令和五年十月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

#### 一 信玄堤鳥獣保護区

- 鳥獣保護区の名称 信玄堤鳥獣保護区
  - 鳥獣保護区の区域 南アルプス市及び甲斐市(次の図に示す部分に限る。)(「次の図」は、省略し、その図面を山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課及び中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。)
  - 鳥獣保護区の存続期間 令和五年十一月一日から令和十五年十月三十一日まで
  - 鳥獣保護区の面積 百三十二ヘクタール
  - 鳥獣保護区の保護に関する指針
- (一) 鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地の保護区
- (二) 鳥獣保護区の指定目的

四百数十年の歴史を持つ信玄堤の周辺には、当時植えられたケヤキ及びエノキの原木が林立しており、釜無川左岸約三キロメートルは森林公園及びスポーツ公園が整備されソメイヨシノ、イロハカエデ、サツキ、オオムラサキツジ等の植栽もなされており、地域住民の憩いの場として広く親しまれている。当該区域には、シジュウカラ、ホオジロ、カワラヒワ、キジバト等の里山の鳥類が生息し、また、ケヤキの原木ではアオバズク等のフクロウ類の繁殖も確認さ

#### 二 白須鳥獣保護区

- 鳥獣保護区の名称 白須鳥獣保護区
  - 鳥獣保護区の区域 北杜市(次の図に示す部分に限る。)(「次の図」は、省略し、その図面を山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課及び中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。)
  - 鳥獣保護区の存続期間 令和五年十一月一日から令和十五年十月三十一日まで
  - 鳥獣保護区の面積 二百九十九ヘクタール
  - 鳥獣保護区の保護に関する指針
- (一) 鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地の保護区
- (二) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域の中心に位置するサントリー白州蒸留所は、古くからバードサンクチュアリーとして野鳥保護活動に取り組んでおり、敷地内には野鳥の採餌木等の植栽がなされ、巣箱、給餌台、水場等が設置される等鳥類の生息に適した環境づくりが進められている。

敷地内のアカマツ、クスギ及びコナラの広大な自然林では、シジュウカラ、ヤマガラ、メジロ、エナガ等の鳥類の他に、特にコゲラ、アカゲラ等の樹林地を好むキツツキ類が多く生息している。

哺乳類では、キツネ、テン、ホンドリリス、アカネズミ、ヒメネズミ等の生息が

確認されている。

以上のような区域を鳥獣保護区に指定することで、サントリー白州蒸留所の野鳥保護活動を支援し、それにより野鳥と身近に触れ合える環境の整備を促進するとともに愛鳥思想の普及啓発を図るものである。

(三) 鳥獣保護区の管理方針

- (1) 定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- (2) 当該区域の鳥獣生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- (3) 鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然との触れ合いの場及び環境教育・学習の場として活用を図る。

三 県立八ヶ岳少年自然の家鳥獣保護区

- 1 鳥獣保護区の名称 県立八ヶ岳少年自然の家鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の区域 北杜市（次の図に示す部分に限る。）  
（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課及び中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 鳥獣保護区の存続期間 令和五年十一月一日から令和十五年十月三十一日まで
- 4 鳥獣保護区の面積 八十八ヘクタール
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的  
八ヶ岳の南麓の標高千二百メートルに位置する県立八ヶ岳少年自然の家は、青少年の野外活動の拠点として整備され、環境教育の一環として巣箱の設置等が進められている。

南北八百メートル、東西二百メートルの広大な敷地内にはマツムシソウ、ワレモコウ等の草花が生育する草原や、アカマツ、ミズナラ、シラカバ、リヨウブ、ノリウツギ等からなる森林があり、また、イワナが生息する小川も流れている。

鳥類では、森林ではアカハラ、キビタキ等、草原ではノビタキ、ホオジロ等の亜高山帯の野鳥が多く生息し、ミソサザイ、キセキレイ等の溪流を好む種も確認されており、また、哺乳類では、キツネ、テン、ホンドリス、アカネズミ、ヒメネズミ、また、天然記念物のヤマネ等が生息しているなど多様な生物相が良好に保たれている。

以上のような区域を鳥獣保護区に指定することで、鳥獣を含めた良好な環境の保護を図るとともに県立八ヶ岳少年自然の家が行う環境教育活動を支援し、それ

により愛鳥思想の普及啓発を図るものである。

(三) 鳥獣保護区の管理方針

- (1) 定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- (2) 当該区域の鳥獣生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- (3) 鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然との触れ合いの場及び環境教育・学習の場として活用を図る。

四 社会福祉村鳥獣保護区

- 1 鳥獣保護区の名称 社会福祉村鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の区域 韮崎市及び南アルプス市（次の図に示す部分に限る。）  
（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課及び中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 鳥獣保護区の存続期間 令和五年十一月一日から令和十五年十月三十一日まで
- 4 鳥獣保護区の面積 百九十一・六ヘクタール
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的  
当該区域の植生は、御勅使川の河川敷にはヨシ群落、タチヤナギ、イヌコリヤナギ等のヤナギ群落、その外側には保安林であるアカマツ林が広がり、アカマツ林には部分的にコナラ等の広葉樹も混生し、その周辺には果樹園及び畑地が広がっている。

当該区域の鳥獣の生息状況は、鳥類は、御勅使川が急流なためカモ、シギ類といった水鳥の生息数は少ないが、アカマツ林及び畑地を中心にホオジロ、シジュウカラ及びメジロといった里山の鳥類が多く生息し、冬季にはカシラダカ、ベニマシコ等の姿も見受けられ、さらにこのような小型鳥類を狙う猛禽類であるツミの繁殖も記録されている等四季を通じて豊かな鳥類相を示し、獣類では、里山環境を好むキツネ、タヌキ、イタチ等の哺乳類の生息が確認されている。

また、当該区域内の社会福祉村には、県立あけぼの支援学校を始めとする医療福祉施設が設置されており敷地内には多くの緑が残されている。同支援学校では、校庭に給餌施設を設置し、野鳥との触れ合いや観察等を実施するとともにビデオの放映等による野鳥愛護思想の高揚を図る活動を実施しており、第十三次鳥獣保護事業計画においても愛鳥モデル校の指定を受けている。社会福祉村の西（南アルプス市塩前）にはホースセラピー施設が設置されており、馬との触れ合

いによる治療法が実施されている。

以上のような区域を鳥獣保護区に指定することで、鳥獣の保護を図るとともに、野鳥を誘致し、野鳥と身近に触れ合える環境の整備を図り、もって愛鳥思想の普及啓発を図るものである。

(三) 鳥獣保護区の管理方針

- (1) 定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- (2) 当該区域の鳥獣生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- (3) 鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然との触れ合いの場及び環境教育・学習の場として活用を図る。

五 積翠寺鳥獣保護区

1 鳥獣保護区の名称 積翠寺鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域 甲府市（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課及び中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）

3 鳥獣保護区の存続期間 令和五年十一月一日から令和十五年十月三十一日まで

4 鳥獣保護区の面積 九百二十九・四ヘクタール

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、甲府市の北部標高五百メートルの市街地周辺地域から、標高千二百メートルにわたる面積九百二十九・四ヘクタールの広大な区域であり、中心部には温泉地がある。

当該区域には、クスギ、コナラ、イロハカエデ等の広葉樹の自然林やスギ、ヒノキが植林されており、また、市街地周辺部の低標高地域では、鳥類ではヒヨドリ、ムクドリ、キジバト、コジュケイ等、哺乳類ではタヌキ、キツネ等の里山の鳥獣が生息し、高標高地域では、アカハラ、カッコウ、センダイムシクイ等の亜高山帯の野鳥が出現する。

以上のような区域を鳥獣保護区に指定することで、鳥獣の保護を図るとともに、野鳥を誘致し、野鳥と身近に触れ合える環境の整備を図り、もって愛鳥思想の普及啓発を図るものである。

(三) 鳥獣保護区の管理方針

- (1) 定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的

な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

- (2) 当該区域の鳥獣生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- (3) 鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然との触れ合いの場及び環境教育・学習の場として活用を図る。

六 黒桂河内鳥獣保護区

1 鳥獣保護区の名称 黒桂河内鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域 南巨摩郡早川町（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課及び峡南林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）

3 鳥獣保護区の存続期間 令和五年十一月一日から令和十五年十月三十一日まで

4 鳥獣保護区の面積 六十八ヘクタール

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、南巨摩郡早川町の中心部の標高五百メートルから八百五十メートル付近に位置し、中心に早川支流である黒桂河内川が流れる地域である。また、中心部に「南アルプス邑野鳥公園」が町により設置され、野鳥観察舎、自然観察路、人工池等が整備されており、年間を通じ多くのバードウォッチャーに親しまれている。

当該区域の植生は、コナラ及びアカマツが優占し、一部がスギの植林地となっている。

また、生息する野生動物は、獣類では大型哺乳類のニホンジカ及びイノシシをはじめ、中型哺乳類のキツネ、ノウサギ等、また、小型哺乳類ではニホンリス、ヒメネズミ等が確認され、鳥類ではシジュウカラ等の里山の種から、オオルリ、キビタキ等の亜高山帯の種が生息し、また、中心を流れる川辺を中心にヤマゼミ、カワセミ等、人工池ではオシドリ等の水鳥が確認されるなど、非常に豊かな生息環境を保っている。

以上のような区域を鳥獣保護区に指定することで、鳥獣の保護を図るとともに、野鳥を誘致し、野鳥と身近に触れ合える環境の整備を図り、もって愛鳥思想の普及啓発を図るものである。

(三) 鳥獣保護区の管理方針

- (1) 定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的

- (2) 当該区域の鳥獣生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- (3) 鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然との触れ合いの場及び環境教育・学習の場として活用を図る。

七 篠井山鳥獣保護区

- 1 鳥獣保護区の名称 篠井山鳥獣保護区

- 2 鳥獣保護区の区域 南巨摩郡南部町（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課及び峡南林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 鳥獣保護区の存続期間 令和五年十一月一日から令和十五年十月三十一日まで

- 4 鳥獣保護区の面積 七十七ヘクタール

- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針

- (一) 鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区
- (二) 鳥獣保護区の指定目的

篠井山（標高千三百九十四メートル）の山体は、フォッサマグナの堆積が先新世以降に隆起したもので安山岩質火山碎屑岩類からなり、気候も太平洋からの影響を受けるため温暖で、山頂まで暖地性植物のヒメシヤラ、ツルグミ、ヤマグルマ等が見られる。

山頂付近には、ブナ、ミズナラ、ナツツバキ及びコミネカエデをはじめとするカエデ類が特に多く、ブナの太木の間にはアスナロ、チョウセンゴヨウ、ゴヨウツツジ、フジザクラ等の植物が広く分布している。

また、当該区域では、獣類では、大型哺乳類のツキノワグマ、イノシシ及びニホンジカをはじめ、中型哺乳類のアナグマ、ホンドリタヌキ及びノウサギ、また、小型哺乳類ではニホンリスのほか希少なトガリネズミ、ヒミズ等が確認され、鳥類では、大型猛禽類のオオタカ及びサシバをはじめ、クロツグミ、メボソムシクイ等の亜高山帯に生息するものからホオジロ、カワラヒワ等の里山に住むものまで多様な鳥獣の生息が確認されている。

以上のことから県では、昭和四十八年に山梨県自然環境保全条例（昭和四十六年山梨県条例第三十八号）に基づく自然保存地区として当該区域を指定し、良好な自然環境の保全を図ってきた。

さらに、平成十三年度には環境省が提唱する「生物多様性保全のための国土区分ごとの重要地域」に指定されている。

現在指定されている自然保存地区をより実効性あるものとし、豊かな森林資源に生息する多様な野生鳥獣を含めた自然生態系全体の保護を図るため、鳥獣保護

区として指定するものである。

(三) 鳥獣保護区の管理方針

- (1) 定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- (2) 当該区域の鳥獣生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- (3) 鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然との触れ合いの場及び環境教育・学習の場として活用を図る。

山梨県告示第二百六十号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）

第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和五年十月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 長坂洪沢特定猟具使用禁止区域

- 1 特定猟具使用禁止区域の名称 長坂洪沢特定猟具使用禁止区域

- 2 特定猟具使用を禁止する区域 北杜市（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課及び中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 特定猟具使用禁止区域の存続期間 令和五年十一月一日から令和十五年十月三十一日まで

- 4 特定猟具の種類 銃器

- 5 特定猟具使用禁止区域の面積 六十ヘクタール

二 長沢・東井出特定猟具使用禁止区域

- 1 特定猟具使用禁止区域の名称 長沢・東井出特定猟具使用禁止区域

- 2 特定猟具使用を禁止する区域 北杜市（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課及び中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 特定猟具使用禁止区域の存続期間 令和五年十一月一日から令和十五年十月三十一日まで

- 4 特定猟具の種類 銃器

- 5 特定猟具使用禁止区域の面積 九十四ヘクタール

三 鳥原特定猟具使用禁止区域

- 1 特定猟具使用禁止区域の名称 鳥原特定猟具使用禁止区域

- 2 特定猟具使用を禁止する区域 北杜市（次の図に示す部分に限る。）  
（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課及び中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 特定猟具使用禁止区域の存続期間 令和五年十一月一日から令和十五年十月三十一日まで
- 4 特定猟具の種類 銃器
- 5 特定猟具使用禁止区域の面積 九十七・三ヘクタール
- 四 金川サイクリングロード特定猟具使用禁止区域
  - 1 特定猟具使用禁止区域の名称 金川サイクリングロード特定猟具使用禁止区域
  - 2 特定猟具使用を禁止する区域 笛吹市（次の図に示す部分に限る。）  
（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課及び峡東林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）
  - 3 特定猟具使用禁止区域の存続期間 令和五年十一月一日から令和十五年十月三十一日まで
  - 4 特定猟具の種類 銃器
  - 5 特定猟具使用禁止区域の面積 百九十五ヘクタール
- 五 笛吹川岩手特定猟具使用禁止区域
  - 1 特定猟具使用禁止区域の名称 笛吹川岩手特定猟具使用禁止区域
  - 2 特定猟具使用を禁止する区域 山梨市（次の図に示す部分に限る。）  
（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課及び峡東林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）
  - 3 特定猟具使用禁止区域の存続期間 令和五年十一月一日から令和十五年十月三十一日まで
  - 4 特定猟具の種類 銃器
  - 5 特定猟具使用禁止区域の面積 八十八・九ヘクタール
- 六 大平特定猟具使用禁止区域
  - 1 特定猟具使用禁止区域の名称 大平特定猟具使用禁止区域
  - 2 特定猟具使用を禁止する区域 都留市（次の図に示す部分に限る。）  
（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課及び富士・東部林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）
  - 3 特定猟具使用禁止区域の存続期間 令和五年十一月一日から令和十五年十月三十一日まで
  - 4 特定猟具の種類 銃器
  - 5 特定猟具使用禁止区域の面積 二百ヘクタール

- 七 羽根子特定猟具使用禁止区域
  - 1 特定猟具使用禁止区域の名称 羽根子特定猟具使用禁止区域
  - 2 特定猟具を使用する禁止区域 都留市（次の図に示す部分に限る。）  
（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課及び富士・東部林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）
  - 3 特定猟具使用禁止区域の存続期間 令和五年十一月一日から令和十五年十月三十一日まで
  - 4 特定猟具の種類 銃器
  - 5 特定猟具使用禁止区域の面積 百八十二ヘクタール
- 八 勝山特定猟具使用禁止区域
  - 1 特定猟具使用禁止区域の名称 勝山特定猟具使用禁止区域
  - 2 特定猟具使用を禁止する区域 南都留郡富士河口湖町（次の図に示す部分に限る。）  
（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課及び富士・東部林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）
  - 3 特定猟具使用禁止区域の存続期間 令和五年十一月一日から令和十五年十月三十一日まで
  - 4 特定猟具の種類 銃器
  - 5 特定猟具使用禁止区域の面積 三百二十ヘクタール

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番